

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

III 賃金政策

2 最低賃金制の運用状況

地域別最低賃金の改定

最低賃金制運用の中心となっている地域別最低賃金については、一九七七年一二月の中央最低賃金審議会の答申「今後の最低賃金制のあり方について」にもとづき、中央で改定の目安を作成し、地方最低賃金審議会に提示することになっている。目安は、七八年は全会一致、七九年は公益・労働委員の賛成、使用者委員反対、八〇年は全会一致でまとめられてきた。本年度の目安は労使間の意見の隔りが大きく、目安に関する公益委員見解として示されたものである。

本年度の目安についての公益委員見解の内容は大要つぎのとおりである。全国の都道府県Aを、B、C、Dの四つのランクに分け、Aランク日額一九一円、Bランク一八五円、Cランク一七五円、Dランク一六五円を引き上げるとするものである。引上げ率は各ランクそれぞれ六・四％になっている。この答申を参照して、地方での審議がおこなわれ、結局、第125表のように八一年度の金額がきめられた。

適用状況と水準

八一年三月末現在における最低賃金の適用状況は第126表のとおりである。産業別最低賃金のうち二件(石炭鉱業および金属工業等)は中央の審議会方式によるものである。その他は地方別に決定され、第127表、表側の一〇産業におけるものである。これらの最賃額は第127表のとおりで地域別最低賃金の平均は二九九四円である。引上げ率は六・四七％であった。

制度改革を求める答申

最低賃金制が一九五九年に発足し、各都道府県ごとにすべての労働者を対象とする地域別最低賃金と特定産業の労働者を対象とする産業別最低賃金によって全国、全産業に適用されることになり、その対象となる労働者は三五〇〇万人に達している。

しかしながら、地方最賃審議会では関係労使の意見が反映しにくいなど、種々の問題もでてきているとして、中央最低賃金審議会は今回の答申とあわせて、現行産業別最賃の見直しなどをおりこんだ答申「最低賃金の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」を提示した。その要旨はつぎのとおりである。

【最低賃金の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について(要旨)】
産業別最低賃金のあり方
(1) 基本的考え方

現行の大きりの産業別最低賃金は、最低賃金の適用の効率的拡大を図るという役割を果たしてきたが、地域のすべての労働者に適用される最低賃金である地域別最低

賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効をもつようになってきた現在においては、現行産業別最低賃金のこうした経過措置的な役割・機能の見直しを行うことが必要である。

今後の産業別最低賃金は、最低賃金法第二条の規定に基づくもののほか、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきものとする。この考え方に則り、今後、産業別最低賃金は、最低賃金法第一条の規定に基づくもののほか、次のいずれかの基準を満たす小くくりの産業であって、同法第一六条の四の規定に基づき、関係労使の申出があったものに設定するものとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要の認められる産業

(2) 現行の産業別最低賃金の改善

今後の産業別最低賃金は、上記(1)の考え方にに基づき設定することとするが、現行の産業別最低賃金については、それぞれの都道府県の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会は次のような運用を図るものとする。

(1) 地域別最低賃金の対象とすることを適当と認めた業種及び業務については、当該産業別最低賃金は適用除外とすることができる。

(2) 当該産業に従事する労働者のうち、一八歳未満及び六五歳以上の者については、当該産業別最低賃金の金額との関連において必要と認めるときにこれを適用除外とすることができる。

(3) 現行の大くくり産業別最低賃金の廃止の時期及び方法の検討

現行の大くくり産業別最低賃金を廃止する時期及び方法については、上記(1)の考え方に基づく産業別最低賃金の設定状況及び(2)の改善の実績を勘案し、昭和六〇年度において決定するものとする。

【参考資料】 (1)『人事院月報』、(2)『賃金実務』、(3)『賃金事情』、(4)『賃金と社会保障』

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
